

マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等のために必要な経費のロジックモデル

現状把握・課題設定

【現状】

デジタル化の進展により、官民のオンライン手続きが多様化しており、近年増加している国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズが高まったことを受け、令和6年から国外転出者によるマイナンバーカードの海外利用の開始が予定されている。これに合わせ、海外においても身分証明書としての機能も想定し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、平仮名又は片仮名による氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備することを含め、迅速に戸籍法制の見直しを行う必要がある。(令和4年6月7日閣議決定)

氏名の読み仮名は戸籍の記載事項となっていないため、まずは戸籍法制を見直す必要があり、それを踏まえ、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記を行うため、住民基本台帳及び戸籍の附票に、ローマ字表記の基となる戸籍と同一の氏名の読み仮名を表記する必要がある。マイナンバーカードの券面に記載する情報は、市区町村の住民記録システム等から住基ネットを通じてカード管理システム等を運用する地方公共団体情報システム機構の全国サーバーへ連携されることから、各種システムの改修が必要となる。

【課題】

戸籍に記載された氏名の読み仮名を住民票等にも記載し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記するために、各市町村の住民記録システムや戸籍の附票システム等の改修、地方公共団体情報システム機構の住基ネットやカード管理システム等の全国システムの改修を図る必要がある。

インプット(資源)

【予算】

- (1) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金: 19,623百万円 (R5)
- (2) 社会保障・税番号制度システム開発等委託費: 3,341百万円 (R5)

アクティビティ(活動)

- (1) 住民記録システム等の改修
住民票等に氏名の読み仮名を記載できるようにするため、各市町村の住民記録システム(※1)等の改修
 - (2) カード管理システム等の改修
マイナンバーカードに氏名のローマ字を表記するため、地方公共団体情報システムの住民基本台帳ネットワークシステム(※2)やカード管理システム(※3)等の全国システムの改修
- ※1 住民基本台帳の管理等を行うためのシステム
※2 住民基本台帳をネットワーク化したシステムで、住民票の記載等のための通知を送信することができる。
※3 マイナンバーカードの管理等を行うためのシステム

アウトプット(活動目標・実績)

住民記録システムの改修を行うための社会保障・税番号システム整備費補助金を活用する地方公共団体数等

【見込】

市区町村数: 1,741団体(令和5年度)

アウトカム(成果目標・実績)

【アウトカム】

全国でマイナンバーカードに氏名のローマ字の記載が可能となること。

インパクト

(国民・社会への影響)

- ・ マイナンバーカードの海外継続利用に合わせ、氏名のローマ字が記載されることにより、海外で自分の公証された氏名を証明できるようになり、海外において身分証明書としての機能が想定されることから、国民の利便性増進が図られる。